

関係法令

○刑法（明治40年法律第45号）

（死刑）

第11条 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

○刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第472条 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。（以下略）

2 （略）

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）

（死刑の執行）

第178条 死刑は、刑事施設内の刑場において執行する。

2 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日には、死刑を執行しない。

（解縄）

第179条 死刑を執行するときは、絞首された者の死亡を確認してから5分を経過した後に絞縄を解くものとする。

○明治六年太政官布告第六十五号
号（絞罪器械図式）

（明治六年二月二十日
太政官布告第六十五号）

府県へ

絞罪器械別紙図式ノ通改正相成候間各地方ニ於テ右図式ニ從ヒ製造可致事

絞架全図 実物 六十分ノ一

本図死囚二人ヲ絞ス可キ装構ナリト雖モ其三人以上ノ処刑ニ用ルモ亦之ニ模倣シテ作り洩墨ヲ以テ全ク塗ル可シ

凡絞刑ヲ行フニハ先ツ両手ヲ背ニ縛シ紙ニテ面ヲ掩ヒ引テ絞架ニ登セ踏板上ニ立シメ次ニ両足ヲ縛シ次ニ絞繩ヲ首領ニ施シ其咽喉ニ当ラシメ繩ヲ穿ツトコロノ鉄環ヲ頂後ニ及ホシ之ヲ緊縮ス次ニ機車ノ柄ヲ挽ケハ踏板忽チ開落シテ囚身地ヲ離ル凡一尺空ニ懸ル凡二分時死相ヲ驗シテ解下ス（凡絞刑云々以下ハ原文絞架図面ノ後ニアリ）